

◎新潟県告示第1030号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局北陸技術事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年10月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（車載写真レーザ測量）
- 2 作業期間 令和4年7月29日から令和5年2月24日まで
- 3 作業地域 北陸地方整備局（長岡国道事務所、高田国道事務所）管内